

外水栓への公共下水道使用料の誤賦課について

平成30年3月16日

秦野市上下水道局

1 概要

平成28年9月に本町地区で下水道使用料の賦課漏れが判明したことをきっかけに、全市域でその調査をしていた際、鶴巻地区のアパートの屋外の散水用単独水道メーターに下水道使用料を賦課していることが、平成29年3月下旬に判明しました。

そのため、誤賦課の疑いのある他の水栓について平成29年5月から調査を実施してきました。

調査方法は、給水装置工事の申請において「共用栓、散水栓、外水栓等」と記載されている水道メーターのうち、下水道使用料を賦課してきたものについて、当時の申請書等の書類点検後、職員による現地調査で汚水管への接続の有無を確認したものです。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 対象件数 | 133件 |
| (2) 調査期間 | 平成29年5月から7月末まで |
| (3) 誤賦課件数 | 75件 |
| (4) 還付金額 | 3,454,356円 |

2 原因

平成28年度に判明した「下水道使用料の賦課漏れ」と同様に旧水道局と旧下水道の職員間の連携不足による、料金システムへの入力誤り、排水設備の完成検査時の料金システムへの入力誤り等が原因です。

3 再発防止策について

「下水道使用料の賦課漏れ」の再発防止策と同様に両部局の組織統合により、上下水道局営業課内で給水事務担当と使用料徴収事務担当が連携を密にし、確実にチェックするよう徹底しています。

また、平成29年7月からは給排水の検査業務を民間に委託した

ことで、委託業者が検査したものを上下水道局がチェックする二重の態勢で処理しています。

4 対応状況

- (1) 下水道使用料の還付金について平成29年第3回定例会に補正予算を提案し、可決されました。
- (2) 平成29年10月以降、還付対象の方に順次説明をして還付しています。全ての還付手続き終了後に、最終的な還付金額等についてホームページでお知らせいたします。

お問い合わせ先

秦野市上下水道局営業課 0463-83-2111